令和 6年度　　事務事業評価表（　令和 5年度　の実績評価）

記入年月日						
令和	6	年	4	月	15	日

事務事業名	滞納管理事務	事業区分		担当	
		新規/継続	継続	事務事業№	060502000521
政策体系上の位置付け		単独/補助	単独	所属課	020401
政策体系 総合計画の施策名	0605 健全な財政運営の推進				収税課
政策体系 政策名	06 みんなで築く自治のまちづくり			課長名	
政策体系 施策名	05 健全な財政運営の推進			グループ	収税グループ
政策体系 手段名	02 ②財源確保対策の推進			担当者名	

財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	事業	細	
予算科目	01	02	02	02	02	00	一般会計 徴収事務事業

事業期間：単年度繰返し（　年度～）
期間限定の場合、総投入量を（3）投入量の右側に記入

法令根拠：国税徴収法、地方税法

【Do】　1．事務事業の現状把握（その1）

（1）事務事業の概要

手段

①事務事業の概要（事務事業の全体像）

租税債権の確保、納税の公平性の確保を主眼として、年間の徴収計画を策定し、督促・催告、滞納処分、納税の緩和措置等により滞納金を完納させる。

②担当者が行う業務の内容・やり方・手順

市税等を期限までに納付していない者に対し、督促状（納付書）を送付し、それでも納付されない場合は、文書・電話等により納税を促し、なお、納付されない者については、臨戸訪問・納税相談等の直接折衝による納税意欲の把握,財産調査等による資力調査等を実施し、悪質・高額な滞納者については、差押・公売等の強制的手法により取立（換価）をして未納の市税等に充当する。

また、資力・財産不足な滞納者については、徴収猶予・換価猶予・執行停止により事案を整理する。

（2）事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
○督促状・催告書等による納税の催告 ○財産調査等による資力調査実施 ○差押、公売等により取立（換価）をして未納市税等に充当 ○徴収猶予・換価猶予・執行停止により納税の緩和措置を執る	催告書発送件数	件	8,302.00	7,572.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00
	差押え件数	件	132.00	96.00	150.00	150.00	150.00
	公売件数	件	3.00	1.00	3.00	3.00	3.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
市税滞納者	市税滞納者数（年度末現在）	人	2,940.00	3,028.00	2,900.00	2,800.00	2,700.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）
滞納額が縮減される	滞納収納率	%	35.61	29.27	35.00	35.00	35.00
	執行停止額（市税本税のみ）	千円	34,364.00	32,498.00	34,000.00	33,000.00	32,000.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

（3）　投入量（事業費）の推移

投入量		04年度（実績）	05年度（実績）	06年度（計画）	07年度（目標）	08年度（目標）	期間限定総投入量
事業費 財源内訳	国庫支出金 千円	0	0	0			
	県支出金 千円	0	0	0			
	地方債 千円	0	0	0			
	使用料・手数料 千円	0	0	0			
	その他 千円	0	0	0			
	一般財源 千円	378	886	1,202			
事業費計（A）	千円	378	886	1,202			
正規職員従事人数	人	6.00人	5.00人	4.00人			

事業費の内訳

05年度事業費 実績（千円）				06年度事業費 予算（千円）			
10 需用費	305			10 需用費	262		
11 役務費	429			11 役務費	304		
12 委託料	152			12 委託料	636		
		合　計	886			合　計	1,202

（4）当該年度の実施内容

※年度ごとに事業内容を記入する	06年度の事業内容	07年度の事業内容	08年度の事業内容
	・督促状、催告書の送付 ・納税相談、財産調査を実施し悪質・高額滞納者には差押、公売等により取立（換価）をし未納市税に充当する。 ・徴収猶予、換価猶予、執行停止により徴収緩和を行う。	・督促状、催告書の送付 ・納税相談、財産調査を実施し悪質・高額滞納者には差押、公売等により取立（換価）をし未納市税に充当する。 ・徴収猶予、換価猶予、執行停止により徴収緩和を行う。	・督促状、催告書の送付 ・納税相談、財産調査を実施し悪質・高額滞納者には差押、公売等により取立（換価）をし未納市税に充当する。 ・徴収猶予、換価猶予、執行停止により徴収緩和を行う。

事務事業名	滞納管理事務	事務事業№	60502000521	所属課	収税課

（5）この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？　開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

税の滞納管理については、地方税法の施行時点から行われている。昭和34年の法改正により、現行の取り扱いになった。
税源移譲により市税の収納率の向上が重要な課題となってきている。

（6）この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？

税の基本となる公平性を図るため、滞納処分の速やかな実施による徴収対応を求められている。

【See】　2．評価の部　　＊原則は事前評価。

	評価項目	
改革改善を行う	①政策体系との整合性　（この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？）	
	結びついている	税の公平性を確保する事務である。 自主財源を確保するものであり、目的は施策体系に大いに結びつく。
	② 公共関与の妥当性　（なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？）（法定受託事業はその名称）	
	妥当である	地方税法、条例により規定されている。
有効性	③ 成果の向上余地　（成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？）	
	向上余地がある	茨城県内44市町村における令和６年２月末の徴収率の順位は３２位であり、県平均より１．８ポイト程下回っている。口座振替の推進・滞納処分の強化等、より一層の自助努力が必要であり、向上の余地はある。
	④廃止・休止の成果への影響　（事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？）	
	影響有	滞納がある限り事業の廃止はない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性　（類似事業や統廃合の可能性がありますか？（市以外の取り組みも含む））	
	（他に手段がある場合）⇨	具体的な手段、事務事業名
	余地がない	類似する事業はないことから統廃合及び連携は難しい。
効率性	⑥事業費・人件費の削除余地（成果を下げずに事業費を削除できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？）	
	削減余地がない	グループ内で常に共通の認識をもち、茨城租税債権管理機構の経験と知識を生かし滞納額の縮減、徴収率の向上に努めている。
公平性	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地　（事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？）	
	公正・公平である	税の徴収に受益者負担の考え方はない。完納している納税者に対し、滞納者から徴収することは、公平につながることである。

【Plan】　3．評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）

（1）　1次評価者としての評価結果

①目的妥当性	■	適切	□	見直し余地あり
②有効性	□	適切	■	見直し余地あり
③効率性	■	適切	□	見直し余地あり
④公平性	■	適切	□	見直し余地あり

⇨

（2）　全体総括（振り返り、反省点）

市税の滞納繰越分の徴収率は３月末現在で対前年度比▲６．３４ポイント減少しており、今後も引き続き、滞納処分等による徴収を推進するとともに、徴収困難事案の整理を進めていく。

（3）　今後の事業の方向性

□ 終了　■ 継続 → ■ 改革改善を行う →（複数回答可）
□ 目的の再設定　□ 効率性の改善
■ 有効性の改善　□ 公平性の改善
□ 統廃合ができる　□ 連携ができる
□ 廃止　□ 休止 → □ 現状維持

（4）改革・改善による期待成果
（終了・廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上		○	
	維持			╳
	低下		╳	╳

（5）　改革，改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

徴収困難事案の整理、滞納処分等の強化により徴収率の向上が求められるが、人員減による案件への対応に苦慮している。

（6）事務事業優先度評価結果

成果優先度評価結果	②

【Check】　4．確認及び改革改善に向けての指摘事項

（1）　課長評価

課長確認後の評価

B

A：継続（現状維持）　C：終了、廃止、休止
B：継続（改革改善を行う）　D：2次評価へ提出

（2）　部長確認及び評価　（課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合）

確認欄